

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	合波・大門(合波、大門)	平成26年3月20日	令和2年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.9	ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の水稻耕作面積の合計	26.2	ha
③地区内における65才以上の農業者の水稻耕作面積の合計	11.8	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.0	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2	ha
(備考)		

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

合波集落内の水稻耕作者は、中心経営体である認定新規就農者1人と集落営農組織1経営体のほか、個人農家10人で、耕作面積は19.3haとなっているが、そのうち65歳以上の個人農家が7人、うち3人が後継者不在となっている。このため、農業施設等の維持管理が今後、厳しい状況となってくことから、管理方法等について、中心経営体との協力体制の構築が必要である。また、機械等も老朽化しており、更新等が課題となっている。 さらに、シカやイノシシによる被害が後を絶たない状況であり、金網柵の設置や近隣集落との協力体制の構築が必要である。

大門集落の農家は、全て土地持ち非農家(一部野菜生産者(自家消費)有)や不在地主で、地区外の担い手に農地を貸し付けていて、農業への関心が低くなっている。

また、イノシシやシカ、サルなど鳥獣による農作物への被害が後を絶たない状況にあり、担い手農家の意欲衰退が懸念される。

今後は、農地や水路、農道の管理等について、中心経営体と集落との協力体制の構築が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

合波集落の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者1経営体と集落営農組織が担っていくが、個人農家の機械が使用できる間は、現状のまま維持していくこととする。また、農地全体が面的にまとまっていることから、農地の集約化については当面現状どおりとする。

大門集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体と認定新規就農者1経営体が担っていく。ただし、Cは、年齢的なことを考慮し、認定農業者であるEに農地の付け替えを進めることで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就	A	水稻、そば	10.2 ha	水稻、そば	11.1 ha	合波、大門
集	B	麦、そば	2.5 ha	水稻、麦、そば	3.6 ha	合波、大門
認農	C	水稻	4.8 ha		0 ha	大門
認農	D	水稻、麦、そば	1.4 ha	水稻、麦、そば	1.5 ha	大門
認農	E	水稻	3.1 ha	水稻、そば	8.0 ha	大門
計	4 経営体		22.0 ha		24.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【合波集落】

〔農地中間管理機構の活用方針〕

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。なお、集落営農組合の法人化については、組合内部で協議を継続していく。

〔鳥獣被害防止対策の取組方針〕

シカ対策用の金網柵(H=2m)の設置を合波集落全域で実施するとともに、隣接集落(大門)に対して、金網柵の設置について働きかけていく。

なお、地域内の高齢化が進んでいることから、鳥獣害対策とあわせ、コミュニティを維持するよう集落全体で取り組んでいく。

〔多面的機能支払交付金の活用方針〕

中心経営体の負担軽減が図られるよう多面的機能支払交付金を活用しながら、地域全体で農地保全活動(水路土砂上げ、農道・水路・畦畔草刈、侵入防止柵設置等)に取り組む。

【大門集落】

〔農地中間管理機構の活用方針〕

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

〔鳥獣被害防止対策の取組方針〕

侵入防止柵や檻の設置等の協力体制づくりの構築に取り組む。また、隣接集落(合波、八飯)においてシカ対策用の金網柵(H=2m)を設置していることから、大門集落においても金網柵の設置について、中心経営体と話し合いを行いながら検討する。

〔多面的機能支払交付金の活用方針〕

中心経営体の負担軽減が図られるよう多面的機能支払交付金を活用し、集落と中心経営体が連携を図りながら農地保全活動(水路土砂上げ、農道・水路・畦畔草刈、侵入防止柵設置等)に取り組む。また、中山間地域等直接支払交付金の活用についても検討する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	橋立	平成25年3月11日	令和2年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.0	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.5	ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	3.3	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.4	ha
(備考)		

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

橋立集落は、世帯数17戸、人口29人(65歳以上21人(高齢化率72%))と少子高齢化が深刻化している。また、集落内の水稻耕作者は2人(65歳以上2人)で、耕作面積は0.5haとなっており、農業施設等の維持管理が困難状況となっていることから、管理方法等について、中心経営体との協力体制の構築が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

橋立集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3名が担うが、Aについては、年齢的なことを考慮し、認定農業者であるCに農地を付け替えることで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	3.4 ha	水稻	0.0 ha	橋立
認農	B	水稻	3.0 ha	水稻	2.0 ha	橋立
認農	C	水稻	0.3 ha	水稻	5.1 ha	橋立
	D	水稻	1.0 ha	水稻	1.0 ha	橋立
計	3 経営体		7.7 ha		8.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(交付金等の活用方針)

農業用施設等の維持管理を図るため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、保全活動(水路・農道草刈、土砂上げ、鳥獣被害防止対策等)に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南越前町	広野	平成26年3月20日	令和2年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.4	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.5	ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	3.8	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.8	ha
(備考)		

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

広野集落は、世帯数18戸、人口42人(65歳以上21人(高齢化率50%))と少子高齢化が深刻化している。また、集落内の水稻耕作者は中心経営体2人を含め15人で、耕作面積は6.8haとなっているが、耕作者の平均年齢は69歳、後継者不在が8名となっており、農業施設等の維持管理が困難状況となっていることから、管理方法等について、中心経営体との協力体制の構築が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

広野集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1名と個人農家1名が担うこととし、小規模農家については、認定農業者であるBに農地を付け替えることで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稻	1.1 ha	水稻	1.1 ha	広野
認農	B	水稻	1.2 ha	水稻	3.0 ha	広野
計	2 経営体		2.3 ha		4.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(交付金等の活用方針)

農業用施設等の維持管理を図るため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、保全活動(水路・農道草刈、土砂上げ、鳥獣被害防止対策等)に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。